

サイバネティック・アバターの法律問題 憲法にも触れつつ

情報法制学会

2023年11月3日

曾我部真裕（京都大学）

KYOTO UNIVERSITY

京都大学



プロフィール

曽我部真裕（そがべまさひろ）



1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、司法修習生（第54期）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。

放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）共同代表理事、情報法制研究所（JILIS）理事、情報法制学会運営委員。

総務省インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会・座長、大阪市ヘイトスピーチ審査会会長、（公財）世界人権問題研究センター研究員など。

『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法Ⅰ総論・統治（第2版）』『憲法Ⅱ人権（第2版）』（共著、日本評論社）など。

ホームページ：<https://masahirosogabe.hatenablog.com/>

これまでの論文など：https://researchmap.jp/read0125846/published_papers

X（Twitter） @masahirosogabe

メール sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

サイバネティック・アバターとは

- CAとは、「身代わりとしてのロボットや 3D 映像等を示すアバターに加えて、人の身体的能力、認知能力及び知覚能力を拡張する ICT 技術やロボット技術を含む概念」
- CAはサイバー空間上のバーチャルなものだけではなく、フィジカル空間で活動するアバター・ロボットも含まれる。さらに、本人が装着して身体的能力・認知能力・知覚能力を拡張するICT技術やロボット技術も含んでおり、アバターの「分身」という語義から通常理解されるよりも広い範囲の技術も含まれる。



<https://dawn2021.orylab.com/gallery/>



<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221021/k10013866891000.html>

憲法的な価値との関わり

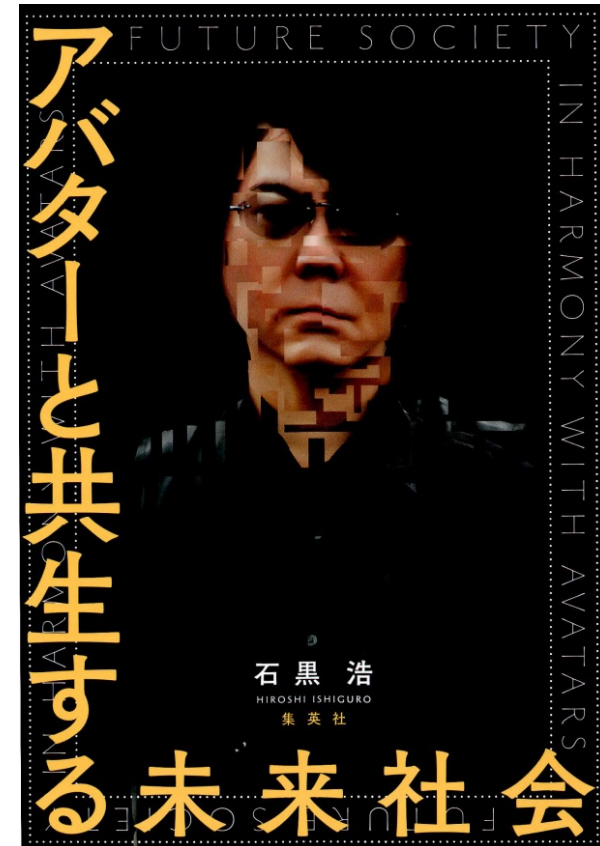
- アバター共生社会の実現は、様々な憲法的価値と関わるが、特に2つ挙げておく。
- 人格の多面的な展開と個人の尊重（13条）
 - 憲法13条の「個人の尊重」は、「一人ひとりの人間（個人）が、自由・自律という尊厳性を表象する『人格』主体、『権利』主体として（端的に言えば、人格的自律の存在として）、他者と協働しつつ、それぞれのかげがえのない生の形成を目指す、いわば“自己の生の作者”として己の道を歩む、ということをも最大限尊重しようとする趣旨」（佐藤幸治『日本国憲法論（第2版）』（成文堂、2020年）
 - 多面的なペルソナを使い分け、人格の多面的な展開を可能とする点で、「個人の尊重」原理にかなうもの。
- 実質的平等（14条）
 - 障害、年齢、コンプレックス、地理的ハンディキャップ等々で教育、労働、政治活動その他の社会的活動に参加困難だった人々に、それぞれに係る権利を実質的に平等に享受する可能性を与える。

石黒浩『アバターと共生する未来社会』（集英社、2023年）

第5章で「仮想化実世界とアバターの倫理問題」で法的倫理的問題を扱う。

本報告ではそこでの議論を法的観点から整理＋補足し、以下の3点を論じる。

- 1) アバター利用の環境整備
- 2) アバターの保護
- 3) アバターからの保護



1) アバター利用の環境整備

- **アバター利用の制約となる規制の改革**
 - ・ 対面出席、出勤を前提とする諸ルールの改革。
 - ・ 教員配置基準等、公選法なども含む。
- **アバター利用への平等なアクセス確保**
 - ・ アバター利用が一般化した段階において、経済的理由等により利用のできないことのないようにする必要。
 - ・ 逆に、「アバターを利用しない権利」への配慮も。
- **相互運用性**
 - ・ メタバース間、サイバー／フィジカル間で同じアバターが利用できるようにするための規格の統一など。
- **教育啓発：アバター・リテラシー**
 - ・ 不気味さ、不安さを解消して研究開発・普及を進めるため。
 - ・ アバター利用にはリテラシーが必要。

2) アバターの保護

- モノとしてのアバターは、通常の所有物と同じ。
 - ・ アバターを破壊しても器物損壊罪（刑法261条）。
 - ・ 女性形のアバターに不適切に触れても法的には問題ない。

「僕は、エリカが装着している長髪のカツラを勝手に取られて頭部を剥き出しにされてムツとしたことがある」（233頁）
- 遠隔操作中のアバターに対する攻撃やハラスメントを、操作者に対するそれだと評価することができるか。
 - ・ 民事では、一定以上の精神的苦痛を与えるような場合には、不法行為となりうるのではないか。
 - ・ Vtuberの人格権侵害に関するパーソン型／キャラクター型の区別なども参照可能。
 - ・ 刑事についてはどうか。新規立法の必要はあるか。
- 操作中でない場合の、自身のアバターへの「思い入れ」を法的に評価できるか。

2) アバターからの保護

- アバターによる能力拡張との関係

- プライバシー等の侵害

高性能センサーにより、相手方は普通に対話しているだけのつもりが、高性能センサー等により人間相手の対話よりも遥かに多くの情報が取得されてしまう。非個人情報保護の保護。

- 運動性能の高いアバターが、他人を傷つけてしまう。

操縦者への免許制？

- 人格権の侵害など

- (故人含む) 肖像権等の侵害

A I 美空ひばり、ポルノ利用

- 他人のアバターの濫用

ヒトラーのアバターで人種差別を助長する演説を行わせるなど

- 知的財産権の問題もちろんありうる。

2) アバターからの保護

● 心理的影響

- ・ 対話の相手方への影響

「ロボットの言うことは信じられやすい」：詐欺や過剰な営業活動

- ・ 操縦者への影響

依存

疎外：本人よりも活躍／イメージが独り歩き、独自の人間関係の構築など

● 責任確保のための制度

- ・ 認証：「アバター認証機構」（200頁）

- ・ 他方、匿名の確保も必要。

- ・ 認証を要するアバターや場面とそうでないものとの切り分けや、発信者情報開示的な制度も必要か。

- ・ 海外から国内アバターを操作する場合の問題はあるか（政治活動など）。

A I 倫理原則との関係

- A I 倫理原則
 - 人間尊重、公平性、プライバシー、説明責任、透明性、セキュリティー、多様性、包摂性など。
 - アバターに関しては、人間による操縦が中心になる限りにおいて、関連性は薄い。

(グループメンバーの研究紹介) 朱穎嬌「トランスヒューマニズムの倫理的・法的問題と人間の尊厳」

京都大学大学院法学研究科特定助教・朱穎嬌氏による研究「トランスヒューマニズムの倫理的・法的問題と人間の尊厳」憲法研究12号（2023年）205頁。

- 科学技術の力によって人間の各種能力を発展させ、「より良い」人間を創り出すことを目標とする人間強化・進化の思想および運動
- Max More :

生命を促進する原理と価値に導かれた科学・技術により、現在の人間的な姿と人間的な限界を超えて、知的生命の進化の継続と加速を求める人生哲学

新しい自由——「形態的自由(morphological freedom)」

- トランスヒューマニズムの目指すものは、いわゆる「ポストヒューマン」。ポストヒューマンは、病気、老化、必然的な死に苦しむことはなく、はるかに優れた身体能力と、形態的自由と言われる新たな自由をもっている。
- 形態的自由は、自己の身体への権利の延長と考えられる。それに基づいて、人々は身体に対する自己所有権だけでなく、自らの望みにより自己の身体を改造する権利を享有するとされる。

トランスヒューマニズムの展開

- トランスヒューマニズムに関する理論が急速に発展する中で、トランスヒューマニストによる知的・文化的な活動も活発に行われるようになってきている。

- **国際的な活動団体**

Humanity+、IEET(Institute for Ethics and Emerging Technologies)

- **大衆文化**

ソーシャルメディアでの話題、トランスヒューマニスト・コミュニティ

- **政治活動**

2014年 アメリカ：トランスヒューマニスト党 (Transhumanist Party)

北米、南米、北アジア太平洋、南アジア太平洋、ヨーロッパおよび中東・アフリカのすべての地域に見られる

トランスヒューマニズムにおける人間改造の方法と問題

- **遺伝子**

CRISPR-Cas9技術等を用いたゲノム編集により、遺伝子を削除、置換え、または挿入することで、遺伝子疾患の治療、老化に関連する遺伝子の抑制を実現し、さらには、より健康な未来世代を創造する。

人間の自律的な生を侵害する恐れ

- **身体**

人間のサイボーグ化

新たな経済的・技術的な制約に服する、格差の拡大

- **脳**

脳レベルのサイボーグ化：BMI。脳機能、記憶能力、知的能力の向上。

恣意的な脳操作の恐れ、「認知的自由(cognitive liberty)」の必要性

憲法上の論点

- トランスヒューマニズムは、個人の自由や自己決定に関する新たな難題を提起している。

憲法第13条 幸福追求権

- 一般的自由説 vs 人格的利益説
- 幸福追求権で保障される生命・身体に対する権利は、存在の保障を超えて、生命・身体の処分に關する自己決定に及んでいる。
- 多くの場合において、エンハンスメントに向けた身体改造は、直ちに個人の身体、健康ないし生命に大きな影響を与えるのであり、このことに鑑みれば、形態的自由は、一般的自由説で言われる一般的行為の自由とは性質を異にするものであって、その選択や自己決定は人格的生存の観点からも十分に重要性のあるものだと理解されるべき。

形態的自由の制約根拠

- エンハンスメントを受ける個人の利益を理由とする制約、いわゆるパターンリスティックな制約
安楽死との比較：個人に取り返しのつかない結果をもたらすものではないから、パターンリスティックな制約は妥当しない。
- 身体の改造に関わる人間の「道具化」の主張
代理懐胎や臓器売買との比較：もっぱら自分のために行われるものであり、また、自己決定を左右するような社会経済的な理由もほとんど存在しない。
- 人工妊娠中絶ないし代理懐胎のような場合に想定される**他人の権利や対抗利益**といった権利制約根拠も存在しない。
- 今日において、人間の尊厳という原理は、個人の自律性や自己決定だけではなく、**人間の不完全性、人間が脆弱で死すべき存在であること**にも深く関係するものとして捉えられるようになってきている。
Hauskeller 「実存的脆弱性」という人間の本性 人間は自己の脆弱性を楽しみ、賛美すべき
Fernández & Rueda 「完全な不死性が実現不可能な理想であることを認識したとしても、私たちは依然として、自分が新しい意味において脆弱になる可能性があるだろうと知りつつ、より脆弱性の少ない世界を十分に追求できる」。

ご清聴ありがとうございました。